

## 社会福祉法人さふらん会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さふらん会(以下「当法人」という)定款第8条および第22条の規定に基づき、役員及び評議員等(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員などの外部委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、別表1に定めるものとする。

2 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費等はこれを支払わないものとする。

3 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費等を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費等を支払うことができる。なお同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費等はこれを支払ないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人および施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費等を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会委員等外部委員の報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員会委員等の外部委員が、法人及び施設に係る業務にあった場合は、別表1により報酬及び交通費等を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のために出張する場合は、別に定める旅費規程により日当及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に清算することができる。

(当法人職員給与と併給)

第8条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 役員等に対する報酬は通貨をもって、本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 理事長報酬については、毎月25日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 (2017年6月26日評議員会 議案第四号)

この規程は、2017年6月26日より施行する。

別表 1

(役員報酬総額)

役職名	報酬等の上限額
理事長、業務執行理事、理事、監事	30,000,000円

(役員等の報酬)

(1) 理事長

名 称	報 酬	交通費等
理事長報酬等	月額 100,000円	実 費

(2) 理事

名 称	報 酬	交通費等
理事会等会議への出席	4時間以内 5,000円	実 費
	4時間超 10,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4時間以内 5,000円	実 費
	4時間超 10,000円	

(3) 監事

名 称	報 酬	交通費等
理事会等会議への出席	4時間以内 5,000円	実 費
	4時間超 10,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4時間以内 5,000円	実 費
	4時間超 10,000円	

(4) 評議員等

名 称	報 酬	交通費等
評議員会等会議への出席	4時間以内 5,000円	実 費
	4時間超 10,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4時間以内 5,000円	実 費
	4時間超 10,000円	